

# 栃木市の「地域支え合い活動」について

## 【基本的な考え方】

地域支え合い活動推進条例施行（H28.10月）

地域の支え合いでつくる安心なまち「あったかとちぎ」

お互いを尊重し助け合う

それぞれが出来ることを行う

地域支え合い活動

一定のきまりと役割を明確にする

無理をしない持続可能な活動

## 【地域支え合い活動内容】

さりげない  
見守り活動

声かけ  
安否確認

無理のない範囲での  
生活支援サポート

ゴミだし  
買い物支援など

気軽に参加でき  
る交流活動

サロン  
集いの場

災害時等いざと  
いう時の備え

緊急時や災害時の  
安否確認・避難誘導

## 【取り組み例】

地域の実態に合わせた  
体制整備

<日常の安否確認の方法>

- ・見守り隊による個別訪問
- ・班内回覧時による安否確認
- ・集いの場への参加呼びかけ
- ・ゴミだしの際の声かけ

<活動体制・連絡体制>

- ・見守り隊、声かけ隊などの体制
- ・緊急時の連絡網の策定
- ・安否確認ができない場合の支援体制

<災害時の避難誘導・安否確認>

- ・災害支援班による避難誘導
- ・災害時の安否確認
- ・避難訓練、誘導経路の確認

## 【取り組み手順】

《地域での話し合い》

- ・地域の課題や資源（活動団体）等の現状を確認し情報を共有する。

《活動計画・体制検討》

- ・地域の現状からどんな活動ができるか、どんな体制で活動するか検討

支え合い活動対象者名簿

《活動内容・役割分担》

- ・対象者を把握しマップ等を作成
- ・誰が何を行うか役割を決める

《支え合い活動の実施》

## 【支え合い活動対象者名簿の提供】

自治会等

① 申出書・活動計画書・名簿管理者届

② 協定書締結

③ 対象者名簿

市

栃木市保健福祉部  
地域包括ケア推進課  
担当：中村、町田  
電話：21-2247